

事 務 連 絡

平成20年12月22日

各都道府県・政令指定都市・中核市情報政策担当課 }
各都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会 } 御中

文部科学省生涯学習政策局参事官（学習情報政策担当）付

地上デジタル放送への完全移行に伴う学校等のテレビの
デジタル化に関する政府予算原案内示等の状況について（依頼）

平素より学校における教育の情報化に関してご尽力頂きまして感謝申し上げます。

文部科学省においては、学校等のテレビのデジタル化を計画的に進めて頂くために、平成21年度概算要求において「小、中、高等学校等の地上デジタル放送受信のためのアンテナ工事費、デジタルテレビ購入費及びデジタルチューナー購入費」に必要な経費に対する補助金を要求していることを20文科生第323号平成20年9月26日付け「地上デジタル放送への完全移行に伴う学校等のテレビのデジタル化について（依頼）」の中でお伝えしたところです。

今般、平成21年度政府予算原案内示があり、公立学校（小学校、中学校〈中等教育学校（前期課程）含む〉、特別支援学校）のアンテナ等工事費は公立学校施設整備費（安全・安心な学校づくり交付金）において補助対象として認められる方向です。

また、当該アンテナ等工事と一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナーの整備費が地方債の対象とされる方向です。

なお、上記以外の公立学校等の施設のアンテナ等工事費や、当該アンテナ等工事と一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナーの整備費については、地方債の対象とされる方向です。

申請手続き等の詳細につきましては、決定次第改めて通知することとしておりますが、貴職におかれては、学校等のテレビのデジタル化を進める上で、別添の予算措置を活用して計画的に整備を進めて頂きますようお願いいたします。

なお、整備に当っては、情報政策担当課と教育委員会との連携が図られるようにご配慮頂きますように併せてお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、別添の予算措置を管内・域内市町村及び教育委員会に周知頂くとともに、併せて同制度の活用が図られるように要請方お願いいたします。

《担当》

文部科学省生涯学習政策局

参事官（学習情報政策担当）付

メディア係 牧、竹本

電話（直通）03-6734-2659

F A X 03-6734-3712

(参考1) 平成20年7月1日に閣議決定された「教育振興基本計画」において、
「平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を踏まえ、その効果を教育において最大限活用するための取組を支援する」
との施策目標が示されています。

(参考2) 平成20年12月3日に「与党地上デジタル放送推進ワーキングチーム」にてデジタル放送への完全移行のためにとるべき措置が決定され、翌4日に与党政務調査会長から政府に申し入れがありました。申し入れの中で学校については、
「学校、社会福祉施設などの公共施設のデジタル放送への対応などに万全を期すこと。特に、学校は我が国の将来を担う子どもたちの教育環境整備という観点から重点的に予算措置を講じるとともに、社会福祉施設はそこで暮らす高齢者や障害者などの福祉の観点から対応に十分に配慮すること」
と重点的に取り組むこととされました。

(参考3) 内閣官房に設置された「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、平成20年7月10日付で「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」が取りまとめられました。このアクションプランでは、学校や公民館を、
「重要公共施設（国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの）」
と位置付けており、各施設のデジタル化改修が着実に実施されるよう注意喚起を行うこととされています。

(参考4) 文部科学省では、平成17年度から19年度までの3年間「地上デジタルテレビ放送の教育活用促進事業(6地区21校)」を実施し、本年度においても「デジタルテレビの効果的な活用に関する実践研究(5地区12校)」を行っているところです。これらの事業を通じて、デジタルテレビの高画質・高音質な映像による児童・生徒の興味・関心の向上、パソコンやデジタルカメラ等との連携による知識・理解の定着など教育現場における学習効果等に有用であることが実証されています。<http://www.chidigi.jp>

これらの特長を生かすためには、地上デジタルテレビ放送に対応したデジタルテレビが必要であり、デジタルテレビの効果を教育現場において最大限活用するには、最低40インチ以上の大きさ(できれば50インチが望ましい)、パソコンや実物投影機(OHC、書画カメラなど)を接続するための入力端子がついている機種を整備することが重要です。

(参考5) 文部科学省の調査では、学校のテレビの64%が10年以上の古いテレビです。古いテレビにデジタルチューナーを付けても、テレビ本体が使用できなくなるとチューナーの購入が無駄になってしまうため、特にテレビが古い場合、チューナー対応ではなくデジタルテレビに買い替える必要があります。

(参考6) 既に東京都葛飾区、埼玉県深谷市では、区立(市立)の全小中学校の全てのテレビを平成23年度までに大型デジタルテレビに買い替えるため、19年度及び20年度から予算措置を行っています。

(参考7) 校内テレビ放送施設を利用している学校においては、校内テレビ放送施設のデジタル化改修を検討する必要がありますので、デジタルテレビの配備計画も踏まえた専門の施工業者への相談を行うことが重要です。

なお、アナログの校内テレビ放送施設を引き続き利用する間は、アナログチューナーを搭載したデジタルテレビを整備する必要があります。

地上デジタル放送に対応するため、学校等がアンテナ等工事および地上デジタルテレビの整備を行うにあたっての財政支援について（概要）

1. 概要

平成23年7月のアナログ放送の終了までに学校等において地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境を整備する地方公共団体に対して、必要な経費を「公立学校施設整備費（安全・安心な学校づくり交付金）」及び「地方債」として措置する方向。

2. 財政支援の内容

(1) 平成21年度「公立学校施設整備費（安全・安心な学校づくり交付金）」において、アンテナ等工事に必要な経費の一部を補助

①対象施設

公立学校：小学校、中学校〈中等教育学校(前期課程)含む〉、特別支援学校

②整備内容

○アンテナ等工事費：アンテナ工事費、校内の配線工事（分配器、ブースター等を含む。）、その他、電気工事など受信のために必要となる工事

（注）デジタルテレビやデジタルチューナーといった端末の購入費は原則、対象外

③交付金の算定割合：1／2

④地方財政措置：補助裏分等を地方債として措置

※「安全・安心な学校づくり交付金（国費）」を受けて実施するアンテナ等工事」及び「当該工事と併せて一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナー」を地方債（交付税算入あり）の対象とする予定（詳細については、後日通知）。なお、公立義務教育諸学校のデジタルテレビの一部を更新するために要する経費については、普通交付税措置による教材費に含まれる予定。

(2) 上記(1)の対象とならない公立学校等の施設のデジタル化

○アンテナ等工事及び当該工事と併せて一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナーを対象とする地方債（交付税算入あり）を措置する予定。（詳細については、後日通知）

学校等の地上デジタルテレビの整備に関するアンテナ等工事費について

◆学校等の地上デジタルテレビの整備に関するアンテナ等工事費について

平成23年7月のアナログ放送の終了までに、公立学校、（小学校、中学校、特別支援学校）において地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境を整備するため、アンテナ等工事費に2分の1を補助する。

「公立学校施設整備費 （安全・安心な学校づくり交付金）」

◎公立（小学校・中学校・特別支援学校）

◎アンテナ等工事費

- ・アンテナ工事費、校内の配線工事（分配器、ブースター等を含む）、その他、電気工事など受信のために必要となる工事

交付金の算定割合 1/2

補助裏分を地方債（交付税算入あり）の対象とする予定

一体的に整備
する場合

地方債（交付税算入あり）
措置を予定

デジタルテレビ、
デジタルチューナー
整備費

その他の公立学校等

◎アンテナ等工事及び当該工事と併せて一体的に整備するデジタルテレビ、デジタルチューナーを地方債の対象とする予定